

IFRS財団評議員会Michel Prada議長、藤沼亜起前副議長、佐藤隆文評議員に訊く — IFRS財団の歴史と展望及び IFRS適用について —

IFRS財団評議員会議長 **Michel Prada**

前IFRS財団評議員会副議長 **藤沼 亜起**

IFRS財団評議員会評議員（日本取引所自主規制法人理事長） **佐藤 隆文**

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター **竹村 光広**



左から、竹村光広氏、藤沼亜起氏、Michel Prada氏、佐藤隆文氏

本誌では、IFRS財団評議員会議長のMichel Prada氏の来日を機に、「IFRS財団の歴史と展望及びIFRS適用」をテーマとして、前IFRS財団評議員会副議長の藤沼亜起氏、同評議員の佐藤隆文氏を交え、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村光広氏の司会の下、座談会を開催した。

座談会では、IFRS財団の歴史と展望、IFRS適用、藤沼氏の評議員退任に当たっての感想、佐藤氏の評議員就任に当たっての抱負などについてお話をうかがった。是非、ご一読いただきたい。なお、本稿は英語で行われたやり取りを本誌の責任で翻訳したものである。

目次

- I. はじめに
- II. IFRS財団の活動状況とこれまでの実績
- III. IFRSの現状について
- IV. IFRSの今後の展望
- V. おわりに

I はじめに

竹村 Pradaさん、日本へようこそいらっしゃいました。Pradaさんは現在、IFRS財団評議員会の議長を務めていらっしゃいます。今回のアジア訪問の目的は、日本、中国、韓国の3か国で資本市場の要人に会うことと聞いています。Pradaさんは以前、12年以上にわたりフランスの市場及び証券規制当局（AMF）の議長を務められました。また、証券監督者国際機構（IOSCO）の理事会や専門委員会の議長を務めた経験もあります。

次に佐藤隆文さんをご紹介します。佐藤さんは現在、日本取引所自主規制法人の理事長でおられます。佐藤さんは、2007年から2009年に金融庁長官を務めておられました。本日は、佐藤さんがIFRS財団の評議員の職を受諾なさったことをご報告いたします¹。評議員の任期は3年で、今回は2014年11月1日から2017年末までですが、一度の再任が可能です。

また、本日は、日本公認会計士協会（JICPA）関係者のみならず、国際的にも著名な藤沼亜起さんにもお越しいただいております。藤沼さんは、2005年から最近まで10年近くの長きにわたり、IFRS財団の評議員を務められました。2014年11月1日に任期が終了するまでは、同評議員会の副議長としてご活躍されてきました。また、2004年から2007年にはJICPAの会長、2000年から2002年には国際会計士連盟（IFAC）の会長も務めたご経験があります。IFRS財団の評議員の任期が終了した後も、国際会計基準審議会（IASB）・IFRS財団の前理事・評議員で構成されるIFRSの「同窓ネットワーク（alumni

network）」の一員として手助けしていただくことになっています。よって、今後もIFRSに関与されることとなります。

最後に自己紹介をさせていただきます。IFRS財団アジア・オセアニアオフィスのディレクターの竹村光広です。本日の座談会の司会を務めさせていただきます。

II IFRS財団の活動状況とこれまでの実績

1. IFRS財団設立から金融危機まで

竹村 まずは歴史についてうかがいたいと思います。本日は、幸運にもIFRS財団の現議長、前副議長、現評議員にお越しいただいておりますので、歴史についてお話をうかがうまたとないチャンスだと思います。まずはPradaさんにかかっています。IFRS財団の設立前に、IOSCOの理事会と専門委員会の議長を務められたとうかがっています。IFRS財団の設立当初、IFRSを取り巻く環境やIFRSに対する期待は、欧州の規制当局の立場からするとどのようなものだったのでしょうか。

Prada 始まりは1990年代初めです。私に関与することになったのは1990年代の半ばからです。当時、市場のグローバル化や国際市場、国境を越えた活動の発展に伴い、企業の透明性や比較可能性のために同じような会計言語が必要になると考えられていました。当時、IOSCOは、さまざまな可能性の分析を行っていました。いくつかの大手企業がUS GAAPに移行しつつありました。これは日本、欧州、その他の国でもみられました。同時に、何年も前から、主要な各国の職業会計士団体の集まりである国際会計基準委員会



Michel Prada氏

（IASB）が一連の基準の策定を試みていました。そして、第1委員会と呼ばれていたIOSCOの委員会が、まだ世界的には適用されていないものの、適用できる状態になったこれらの基準の検討を始めました。そして、2000年5月にシドニーで開催されたIOSCO総会で、クロスボーダーの上場で使えるコア・スタンダードと呼

- i 2014年10月30日、佐藤隆文氏がIFRS財団の評議員に就任することが公表されている（IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Takafumi-Sato-appointed-as-Trustee-of-the-IFRS-Foundation-October-2014.aspx>、和訳はASBJウェブサイトhttps://www.asbj.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20141030.shtml 参照）。
- ii （社）日本経済団体連合会「会計基準に関する国際的協調を求める」（2003年10月）（経団連ウェブサイト<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/096/honbun.html> 参照）
- iii 2005年7月、当時の欧州証券規制当局委員会（CESR：現在の欧州証券市場監督機構（ESMA））は、日本・米国・カナダの各会計基準の国際会計基準（IAS）との同等性評価について、ECに対する技術的助言を公表した（金融庁ウェブサイト<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20050708-1.html> 及びESMAウェブサイトhttp://www.esma.europa.eu/system/files/05_451.pdf 参照）。

べる基準のセットがあるのだから、国際的なクロスボーダーの上場に関してこれらのコア・スタンダードを承認するよう勧告すると決定したのです。この決定によって、IASCの間に組織の再編が必要であるとの考えが広がりました。そして2001年に、規制当局、会計専門職、IASCを含むグループがIASCの改組を行いました。これにより、現在、IFRS財団と呼ばれている組織の下に、出身やスキルが異なる人で構成され、戦略、資金調達、指名、デュー・プロセスを担う評議員会と、基準の開発を担う審議会を置く構造が構築されました。これがすべての始まりです。そして、当然のことながら、欧州連合（EU）をはじめとする多くの国が2002年にIFRSへの移行を決めたことにより物事が本格的に動き始めました。EUによる決定は、欧州基準を設定するというEUの取組みが失敗したことによるものでした。EUは、欧州基準の開発に何十年にもわたり取り組んできました。しかしながら、いくつかの原則は生み出されたものの、いわゆる欧州基準が作成されることはありませんでした。ショックだったのは、一部の企業が海外に進出した際、異なったアプローチを用いたため、異なった結果が生じたと分かったことでした。しばらく話題になった有名な例はダイムラー・ベンツです。ダイムラー・ベンツは当時、ドイツ基準では黒字でしたが、US GAAPでは赤字になってしまいました。こうしたことから、変わらなければならないと考え始めたのです。

竹村 2002年にEUがIFRSを2005年からアドプションすることを決定しました。2003年には、オーストラリア、南アフリカ、ニュージ

ランド等の他の国も2005年からのアドプションを決めました。完全に同じ時期ではないかもしれませんが、当時、藤沼さんはIFACで重要な役職に就いていらっしゃいました。また、JICPAの会長でもありました。藤沼さん、その当時の日本におけるIFRSを取り巻く状況、そして、EUが2005年からIFRSをアドプションするというニュース、そしてオーストラリアやニュージーランドといった他の国もIFRSをアドプションするというニュースに対する日本の関係者の反応について教えてください。

藤沼 IFRS財団やIASBが2001年に創設されたとき、創設に当たっての指名委員会が設置されました。Pradaさんもこの指名委員会の委員の1人だったと思います。その時、指名委員会に日本人が選ばれなかったことで、日本の政府、政治家、経団連、JICPA等の関係者はショックを受けました。評議員やIASB理事に日本人が選ばれないのではないかと危惧したからです。しかし幸い、その後、福間年勝氏と田近耕次氏が評議員に、山田辰己氏がIASB理事に選ばれました。2000年代初め、日本では、IFRSが将来世界的な会計基準になると一般に考えられていました。そのため、日本にとって、評議員やIASB理事を出すことは非常に重要でした。これは誰もが合意するところでした。しかし、日本の関係者、特に、経団連は国際的な基準が近い将来導入されると真剣に考えていませんでした。多分、それが短・中期的な達成目標ではなく、長期的な目標であると考えていたのです。興味深いのは、経団連が2003年に公表した意見書^{iv}の中で、日米欧会計基準の相互承認を求めていたことです。

当時はそのようなムードだったのです。

しかし2005年になって、EUではすべての上場企業に対してIFRSの適用が求められるようになりました。また、オーストラリアや他の数か国でもIFRSのアドプションを決定いたしました。IFRSの採用が現実的なものになってきたのです。また、2005年にいわゆる会計基準の同等性評価という特別な調査がEU及び欧州委員会（EC）によって実施されました。まず、米国、カナダ、そして日本の国内会計基準がIFRS基準と比べ同等か否かについての同等性評価が行われ^v、その結果、日本は26項目の追加開示などの補完措置が必要であるという指摘を受けてしまいました。企業会計基準委員会（ASBJ）は、2006年1月に「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組み」^{vi}を公表しました。

iv 当該文書は、2005年7月に当時のCESRから公表された日本基準のIFRSとの同等性評価に関する技術的助言を踏まえ、当該時点のASBJにおけるコンバージェンスに対する取組みを明らかにするために作成するものとされ、CESRから示された補完措置の項目については、着実に差異の解消を進めるとされていた（ASBJウェブサイトhttps://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/convergence/convergence_20060131.pdf 参照）。

v 2007年7月、ECは同等性評価に関する第1次報告書を公表した（ECウェブサイトhttp://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/com-2007-0405_en.pdf 参照）。

vi ASBJとIASBは、日本基準とIFRSのコンバージェンスを加速化することを合意し、日本基準とIFRSの間の重要な差異（同等性評価に関連する2005年7月のCESRによるもの）について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図るとした（ASBJウェブサイトhttps://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelea

このようなこともあり、2005年以降、最初はまだ先のことだと考えていたものが、徐々に現実になりつつあるということです。具体的には、IFRSアドプション国が増えていったこと、EUの同等性評価が行われ、26項目の追加開示等が指摘されたこと、また、ASBJとIASBとの共同プロジェクトが開始されたことなどが原因です。こうした流れもあり、「これは日本にとって重要なものになる」と真剣に考えられるようになったのです。

竹村 佐藤さんは日本の金融庁に務めていらっしゃいました。佐藤さんからみた当時の状況はどのようなものだったのでしょうか。規制当局として、IFRSとはどのような接点があり、当時IFRSアドプションについて、どのようなお考えだったのでしょうか。

佐藤 金融庁長官に任命されたのは2007年夏のことでした。長官になるまで、会計基準と直接の関わりはほとんどありませんでした。しかし、長官の任期中の2年間は、かなり濃密な時間を過ごしました。大まかに4つの項目に分けてご説明したいと思います。

1つ目ですが、2007年夏、EU及びECによって同等性評価が行われました^v。当時、IFRSと日本基準のコンバージェンスの取組みが行われていました。IASBとASBJの多大な努力の結果、2007年8月にいわゆる「東京合意」に到達し、その合意には目標が示されました^{vi}。その後2008年末に、幸い日本基準がIFRSと同等であるとようやくEUに認められ^{vii}、その結果、日本企業は、引き続き、日本基準を使用して欧州市場でも上場できるようになったので

す。

2つ目は、米国における進展です。2008年11月に、米国証券取引委員会（SEC）では、米国上場企業に対するIFRS導入に向けたロードマップを作成するという動きがありました^{viii}。日本はこの動きにも刺激され、日本としての会計基準戦略を真剣に検討しなければならないと考えるに至りました。ご存じのとおり、透明性と比較可能性はグローバル経済や各企業のグローバルな活動において非常に重要です。しかし一方で、どの単一セットの基準を用いるのが最善であるかは明確ではなく、難しい判断を迫られました。また、日本の作成者、すなわち、日本の企業に対し、「IFRSが最善である」と説得できる状況でもありませんでした。そこで世界的な動向にキャッチアップしていくためにも、日々変化する世界の状況を注意深く考慮する必要があると考えました。その観点から、IFRSを、既成のものとして、ただ外から与えられるものとしてとらえるのではなく、よりよい基準を作るプロセスとその使用に日本の関係者が参画すべきもの、と考えたのです。このような背景があって、IFRS財団のアジア・オセアニアオフィスを東京に置きたいと考えたのです。そのため、Tweedie氏（当時のIASB議長）やZalm氏（当時のIFRS財団評議員会議長）に掛け合いました。私たちのそのような動きには、こうした背景があったのです。

次に3つ目は、2008年9月に発生したリーマン・ショックです。リーマン・ショック以降、金融安定化と会計基準の間の関係が強く意識されるようになりました。この2つの間にまったく関係がないとはいえなく

なったのです。こうした動きを受けて、2009年1月にモニタリング・ボードが設置されました^{ix}。ちなみに、私もモニタリング・ボードの創設メンバーの1人です。モニタリング・ボードにとって、世界の金融規制当局と会計基準設定主体を結びつけることが非常に重要な役割でした。これらの当事者間でのコミュニケーションが非常に重要であるとされたのです。

4つ目は、日本版ロードマップ^xが金融庁長官の任期の終わり近くに公表されたことです。これは2009年6月のことでした。このロードマップには、日本企業によるIFRSの任意適用の開始が含まれていました。そしてこれまでに、任意適用を行う企業の数も相当数にのぼっていることにある種の感慨を抱きます。以上が、その当時の私の関わりです。

se_20070808.pdf 参照)。

vii 2008年12月、ECは、日本の会計基準について、EUで採用されている国際会計基準（IFRS）と同等であるとの内容を決定しており、EU市場に上場する日本企業は、引き続き、日本の会計基準に準拠した財務諸表を用いて上場を続けることが可能とされた（金融庁ウェブサイト<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20081215.html>）及びEUウェブサイトhttp://europa.eu/rapid/press-release_IP-08-1962_en.htm?locale=en 参照)。

viii SEC, “Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers”, Nov 2008. (SECウェブサイト<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf> 参照)

ix IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/About-us/Pages/Monitoring-Board.aspx>参照

x 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（2009年6月）（金融庁ウェブサイト<http://www.fsa.go>

2. 金融危機以後

竹村 4つの項目のうちの1つは2008年の金融危機に係るものでした。2008年の金融危機は世界にとって非常に大きな出来事であり、IFRSにも影響を及ぼしました。2008年の金融危機がIFRSにどのような影響を及ぼしたのか、Pradaさんと藤沼さんにうかがいたいと思います。

Prada 基本的に2つの影響があったと考えています。1つは本質的なこと、もう1つは戦略的なことです。まずは本質的なことについてご説明します。金融危機の余波を受けて、会計基準が危機の発生の一因であったかどうかについて激しい議論が交わされました。新しいタイプの会計基準に対して批判的な人は、一部で公正価値（時価会計）を使用している会計基準が金融危機の一因であった可能性があるとしていました。世界中で論争が巻き起こり、私が理事を務め、Hans Hoogervorst氏とHarvey Goldschmid氏を議長とする金融危機諮問グループ（FCAG）でも激しい議論が交わされました。私はこの期間があったことで、物事が明確になり、会計基準、そして、IFRSが金融危機の発生・進行の一因ではなかったことが示されたと考えています。一方で、より多くの項目に公正価値を要求していたならば、もっと前に問題の兆候を特定できていたかもしれないという声もありました。いずれにせよ、この議論から得られた前向きな結果は、IASB・FASBに助言するFCAGのすべての参加者の間で、金融商品を2つの方法で会計処理できる、いわゆる「混合測定属性モデル」を用いることに合意した点です。金融商品が満期保有目的の

場合、償却原価で会計処理し、減損損失を計上します。トレーディング目的の場合、公正価値で測定します。ご存じのように、その後さらに発展し、第3のカテゴリー^{xi}が導入されました。ちなみに私は、最初から第3のカテゴリーを設けることが適切であると考えていました。以上が本質的な影響です。そして、この議論の結果、会計基準は、企業のミクロ経済やマクロ経済を管理するツールではなく、企業の本当の姿を描写する方法であるというはっきりとした理解が認識されたのです。当然、市場の変動性が大きい場合、業績の変動性も大きくなりますが、これは会計基準の責任ではありません^{xii}。欧州等では、公正価値が危険だという人が一部います。しかし私たちは、必要に応じて償却原価と公正価値を使うことを明確にしました。これは、FCAGが貢献できたことだと思います。

2つ目の影響は、もっと戦略的なものです。金融危機の後、金融安定化フォーラムは金融安定化理事会に改組されました。また、G7・G8がG20になりました。G20のピッツバーグ・サミット^{xiii}とロンドン・サミット^{xiv}で下された重要な決定の1つは、G20が、健全な世界市場のために、世界的に認められた国際基準という目標を支持する立場を明確にしたことです。この目的は、当然のことながら世界におけるIFRSの発展に寄与し、高品質な国際会計基準を支持するというこの戦略的決定を受けて、IFRSアドプション国の数が大きく増加しました。以上のように、金融危機には2つの大きな影響があったと考えています。

竹村 まとめると、金融危機は

混乱を引き起こしたものの、さまざまな問題を整理するよい機会だったということですね。

Prada これは欧州ではよく知られたことですが、「進歩には危機を伴う」のです。危機が起こるたびに、それが悪い方向に進むのか、よい方向に進むのかは分かりませんが、これまでのところ欧州では、いくつかの危機がありましたが、通常、危機後には進歩がありました。「銀行同盟（banking union）」なども1つの例です。金融危機は、こうした根本的な問題を深く考え、立場を明確にし、概念上の問題を特定するとともに、世界的な会計基準に向けたロードマップを推進していく必要性を認識する機会を私たちに与えてくれたのだと思います。

竹村 佐藤さんも金融危機で日本の銀行の問題に取り組んだご経験

jp/news/20/20090630-4/01.pdf 参照)

xi IFRS第9号「金融商品」（2014年7月公表）では、金融資産をその他の包括利益（OCI）を通して公正価値で測定する区分（FVOCI）が新たに創設されている（IFRS第9号4.1.2A項参照）。

xii 例えば、Barth and Landsman（2010）は、公正価値会計が金融危機にほとんど、あるいはまったく影響を及ぼさなかったとしており、また、Laux and Leuz（2010）は、公正価値会計が2008年の金融危機を深刻化させた可能性は低いとしている（Barth, M.E. and Landsman, W.R. “How did financial reporting contribute to the financial crisis?” European Accounting Review, 2010.

Laux, C. and Leuz, C. “Did fair value accounting contribute to the financial crisis?” Journal of Economic Perspective, 2010.）。

xiii 2009年のピッツバーグ・サミット文書によると、「我々は、国際的な基準設定機関が、独立した基準設定過程の文脈の中で、高品質の国際的な会計基準の単一セットを達成する

がおりますね。

佐藤 日本にも、「災い転じて福となす」という諺があります。Pradaさんがおっしゃったように、G20サミットで単一の高品質かつグローバルな会計基準の開発への世界的なコミットメントが表明されたことにより、世界の会計コミュニティでのIFRSの使用が促されました。これは金融危機によるプラスの影響だったというPradaさんの意見には賛成です。金融危機は、モニタリング・ボードの設立という、別のよい結果ももたらしました。金融危機の最中、人々は非常に懐疑的になり、会計基準に対する批判も高まりました。しかし、今ではお互いに積極的にコミュニケーションを図るようになってきました。モニタリング・ボードは、会計基準設定主体と金融規制当局との間のコミュニケーションを促進するために設立されました。この文脈において、IFRS財団の役割は非常に大きくなったのだと思います。というのも、基準設定プロセスに対する政治介入を回避しなければならなかったからです。これは非常に重要でした。一方で、金融規制当局と、またある程度は各国の政治家とのコミュニケーションも重要です。独立性と中立性を保ちつつ、柔軟なコミュニケーションを実現するために、仲介者としてのIFRS財団の役割が非常に重要になったのです。IFRS財団はIASBを監督する一方、金融規制当局に対する説明責任を負うことになりました。これは、ある意味で金融危機によって生じたもう1つの前向きな動きだと思います。

Prada まさにそのとおりですね。

竹村 藤沼さん、金融危機が発生した時、Pradaさんと佐藤さんは

どちらも規制当局のお立場でしたが、藤沼さんだけは評議員を務めていらっしゃいました。ここまでのお二人の発言に同意されますか、それとも評議員のお立場からみて、何か別の意見はありますか。

藤沼 Pradaさんと佐藤さんがおっしゃったことはそのとおりだと思います。当時、私たち評議員は、会計基準が経済へ重大な影響を及ぼしたとして批判を受けていたため、どのような対応を取るべきかに頭を悩ませていました。公正価値の評価にも批判が集まっていました。公正価値を決定するのは簡単ではありませんので。そうした疑問への答えを人々に説明することは非常に難しかったというのが当時の私の実感でした。2008年10月に北京で開催された評議員会で特別な経験をしたことを思い出します。IASBは、公開協議を経ることなく金融商品基準の一部を改訂することを求めました。評議員会の会議では激しい議論がありました。EU経済・財務相理事会（ECOFIN）は、US GAAPとIFRSの間に違いがあり、その結果、公平な競争機会が失われているという厳しい批判をしていると聞きました。具体的には、米欧間の金融機関が用いる金融商品の会計基準に違いがあり、その違いによって競争条件が変わり、米欧の金融機関の優劣が決まるようなことがあってはならないといった主張を繰り返していたのです。評議員会は次回のECOFINの会議の前に決定を下さなければなりませんでしたが、最終的に特別決議により、IASBが公開協議を経ずに基準の一部改訂を行うことを承認いたしました^{xiv}。しかし、その後、この決定は、世間の批判を招く結果となってしまいました



藤沼亜起氏

た。この反省から、評議員会は新たにIASBのデュール・プロセスに対する監視を大幅に強化することにしたのです。これが、私たちが金融危機から得た苦い教訓です。

佐藤 今のお話で、同じ文脈での日本の状況を思い出しました。欧州、そして少し遅れて米国において、基準設定プロセスへの政治介入のニュー

取組みを倍加し、2011年6月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了するよう要望する」とされる（“Leaders' Statement: The Pittsburgh Summit”, September 24-25, 2009. OECDウェブサイト<http://www.oecd.org/g20/meetings/pittsburgh/G20-Pittsburgh-Leaders-Declaration.pdf> 参照）。

xiv 2009年のロンドン・サミット文書によると、「我々は、会計基準設定主体が2009年末までに、以下の行動をとるべきであることに同意した。…
・高品質の国際的な会計基準の単一セットに向けて大きく前進すること」とされる（“Declaration on Strengthening the Financial System-London Summit”, 2 April 2009. (トロント大学ウェブサイト<http://www.g20.utoronto.ca/2009/2009ifi.pdf> 参照)）。

xv IASBは2008年10月、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」を改正する「金融商品の保有目的区分の変更」（改正IAS）を公表した。当該改正IASは、US GAAPに定める金融

スがありましたが、日本でもやや類似したことが起こりました。当時、一部の金融機関は、資産価値が下がり続ける問題に直面していました。そうした金融機関からの陳情が直接・間接に聞こえてきましたが、金融システムの安定を任務とする金融庁にとっても看過できない課題でした。日本では、金融システム自体は米国や欧州などと比較して安定していましたので、危機対応のためにモラルハザードを惹起しかねない広範な措置を講じるべきではありませんでした。しかし一方で、何もしないという選択肢はありませんでした。そこで、公正価値会計の中で、いわゆる「モデル評価」を実際に使用し得ることを明瞭化するという改訂を行いました。これは公正価値の算出に際し、市場価格だけでなく、場合によってはモデルによる評価を使用することができることを明確にしたものです。当時、当該モデル評価に関して、具体的な算出手続は定められていませんでした。そこで、ASBJがそれに対する取組みを行ったのですⁱⁱⁱ。これは、グローバルには小さな動きでしたが、日本にとってはとても象徴的な動きでした。

Prada 今のお話は極めて重要でかつ相互補完的だと思います。私は2つの影響についてお話をしました。藤沼さんと佐藤さんも別の2つの影響を挙げられました。ここで、お二人がおっしゃった2つの影響の重要性について強調したいと思います。1つがモニタリング・ボードという機構を通じた組織の正当性です。欧州をはじめとする多くの国で、民間団体が会計基準を設定すべきではないとの批判が当初ありました。欧州の一部では、まだこの批判が残って

いますが……。2000年代初めにIFRS財団を設立した当初、米国や英国で使われていた基準設定の方法をモデルにしました。そして、当然のことながら、正当性の問題や、政府や国民にどのように対応すべきかという問題がありました。私は、一方にモニタリング・ボード、もう一方にデュール・プロセスの監視があることによって、この問題を克服することができたと考えています。もちろん、100%の同意に到達することはないでしょうが、世界的にみて、これは非常に重要な成果だと思います。これによって、私たちが公共の利益を考えておらず、市場参加者の声に耳を傾けていないという批判をすることは難しくなったと思うのです。デュール・プロセスもかなり高度なものになりましたⁱⁱⁱ。私は何年も国際活動に関わっていますが、これほど高度なデュール・プロセスを有する組織は、ほかに知りません。そして、モニタリング・ボードによって、規制当局と私たちとの間のギャップを非常に効率的に埋めることができました。ですから、「これが危機の帰結だった」と強調することが非常に重要だと思います。

竹村 金融危機によってガバナンスが強化され、公衆への責任が高められたということですね。

III IFRSの現状について

1. 世界におけるIFRSの使用の概要

竹村 現在、110以上の国と地域が、全部又はほとんどすべての上場企業に対してIFRSの使用を要求していますⁱⁱⁱ。日本では、「日本再興戦略」改訂2014において、IFRS任意適用企業の拡大促進という方針が

政府によって公表されました^{iv}。そうした状況に関連して、日本以外の米国や欧州などの国の最近の状況についてまずはPradaさんにうかがいたいと思います。日本の人たちは、米国や欧州など他の主要経済国の状況にとっても関心を持っていると思いますので、教えていただけますか。

Prada 2013年、日本に来たときに既に申し上げたと思いますが、これまでの歴史に目を向けると、私たちはある意味で、2000年代初めにIOSCOが設定した目標を達成したので、これは素晴らしいことだと思います。というのも、2000年代初めに国際基準を適用している国はほとんどありませんでした。14年後、約130もの国がIFRSの適用を要求するか、クロスボーダーの活動に関してその使用を容認しています。これはIOSCOの当初の目的でした。当時

資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むように要請を受けて公表したものであり、稀な状況において、トレーディング目的から他の分類への振替え、また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合に、振り替えることができることとした（IASB及びIFRS財団ウェブサイト<http://www.ifrs.org/News/Press-Releases/Documents/AmdmentsIAS39andIFRS7.pdf> 参照）。

xvi 当時の金融市場における混乱を背景として、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（2008年10月）が会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するためにASBJより公表された。

xvii 2013年2月公表の改訂デュール・プロセス・ハンドブックは、2012年にモニタリング・ボードのガバナンス・レビューと評議員会の戦略レビューで提言された必要なデュール・プロセスの強化、IFRS解釈指針委員会の効率性と有効性に関する評議員会のレビューからの提言を十分に織り込んだものとされる（IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Al>

IOSCOは上場企業の国際的な活動やクロスボーダーの活動に焦点を絞っていましたので。日本や米国等のように、完全版IFRSを国内でまだ強制適用していない数多くの国がIFRSを認識していることにより、これもある意味で達成されたといえる点についても強調すべきだと思います。今日、私たちは、ある意味で2000年代初めに設定した第一の目的を達成しました。とはいえ、すべての目的はまだ達成していません。国によっていろいろに解釈できる状況が存在します。近年、多くの国が通常、完全かつカーブアウトなしでIFRSをアドプションしています。これは、ロシア、中東などが該当します。IFRSのアドプション国の数は劇的に増加しました。次に、中間的な状況にある国が数多くあります。これには日本、中国、インドなどのアジアの国々、そして米国が該当します。当該地域の状況は国によってかなり異なります。

日本では、少なくとも海外で活動している企業の間でIFRSの適用がかなり進んでいます。また、IFRSをアドプションした企業、そしてIFRSのアドプションを予定している企業の数が増えています。さらに、政府与党や金融庁の支援もあります。日本ではめまぐるしく状況が変化しており、これはとても素晴らしく、よい兆候です。

既にご覧になったかもしれませんが、インド政府が最近公表した声明でも、IFRSが国際的な活動には認識されているという事実を踏まえた上でのインド基準の適応を通したIFRSに向けたロードマップが示されました²⁴。

次に中国です。中国の基準はほと

んどIFRSと違いがありません。私は専門家ではありませんが、違いはほとんどみつけれませんでした。中国人の同僚の説明によると、その概念はIFRSと非常に近いとのことです。語義に関していくつか問題がありますが、これは翻訳の問題であると理解することができます。いずれにせよ、中国の基準はIFRSに非常に近いのです²⁵。

2. 米国におけるIFRSアドプションの最近の動向

Prada 次に米国ですが、状況はまったく異なります。米国は、概念上、IFRSと非常に近い1組の基準を長きにわたり適用してきた主要経済国です。長期間、完全な市場経済であったため、US GAAPが、これまでも市場経済に適合した基準であったし、今でも適合した基準であると主張するのは無理もないことです。このように、何年もかけて開発してきた、自国の経済に適した1組の基準があるのですから、米国が国際的な基準に移行するのに躊躇するのは理解できます。この数年の間に、米国はその立場は変えてきました。2008年にはIFRSへの移行を、SEC、当時のSEC議長が支持しており、IFRSの移行に向けた明確な流れがありました。しかしその後、2011年末には移行を躊躇する動きに変わりました。そして今日まで、様子見の状況が続いています。米国で次に何が起きるかを分析することは非常に困難です。米国には、海外で活動を行っているために、IFRSの使用を認めてほしいと考えている企業があると聞いています。そうした企業は世界中に子会社があるため、経営の観点から、IFRSを使用することに問題を感じないとしており、おそら

く日本と同じような選択肢を持ちたいのでしょう。日本で起きているような状況の変化が生じるかもしれません。

次に、コンバージェンスについてお話ししたいと思います。私たちは、とにかく、IFRSとUS GAAPの間で達成されたコンバージェンスの成果を過小評価してはいけません。私たちは、失敗した点に注目しがちです。大半は正常であることは忘れがちです。コンバージェンスはうまくいったと思います。これは、当初の計画を考えると、コンバージェンスが終わりに近づきつつあると考えている今でもそうです。非常に重要な基準の1つである収益認識基準でさえも達成されました。継続中のコンバージェンス・プロジェクトであるリース基準に関して、誰もが、利息費用と償却費の要素を別個に会計処理す

erts/Governance/Pages/Trustees-publish-revised-version-of-the-IFRS-Foundation-Due-Process-Handbook.aspx、和訳はASBJウェブサイトhttps://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20130218.jsp 参照)。

xviii IFRS財団による各法域のIFRSプロフィール調査結果によると、2015年1月30日現在、IFRSアドプション国は114か国、任意適用国は12か国とされる(IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Pages/Analysis-of-the-IFRS-jurisdictional-profiles.aspx> 参照)。

xix 「日本再興戦略」改訂2014 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisai/pdf/honbun2JP.pdf> 参照)

xx 2014年4月、インド勅許会計士協会(ICAI)は、2016年4月1日以後開始する事業年度の連結財務諸表(2016年3月31日に終了する比較情報を含む)の作成のため、一定の会社に新インド会計基準(IFRSに対するいくつかの修正がある)を強制適用するなどのロードマップを提案しており、当該ロードマップ案は検討のために企業省(MCA)に提出され

るのか、それとも純損益を通して全体を費用として会計処理するのかといった議論にこだわりすぎています。確かに、これは興味深い議論です。重要なのは、リースに関連する負債がある場合、リースをオンバランスしなければならないということです。この点に関して、FASBとIASBは同意しているのです。このように、私たちは米国との継続的なコンバージェンスの取組みを過小評価してはならないと思います。ですから私は楽観的に考えています。IFRSは国際的な基準になり、今もなお、IFRSに移行する国は世界に広がっています。米国の特別な状況は、米国経済の特異性、おそらく米国の法的環境によって説明することができます。異論があるかもしれませんが、会計基準と法的制約の間には、非常に強い関係性があります。遵法主義の環境下では、他の国にはない特別な問題が生じるのです。

結論として、私は非常に楽観視していますし、米国でもIFRS移行に向けた動きがみられることを願っています。500社近くの外国企業がIFRSにより米国で上場していますので、現在、米国には事実上2つの制度が存在しているのです。そしてSECは、完全版IFRSにより、調整表を提出することなく報告を行うこれらの企業に対応しているのです。ところで、新たな日本の修正国際基準への移行を検討している企業にとって、これは日本における問題になるとついでに言わせていただければと思います。また、世界の重要な投資家である米国の投資家が、IFRSに関心を持っています。そして、この2つの会計言語は根本的にまったく異なる言語というわけではありませ

ん。フランス人としましては、アメリカ英語とイギリス英語を比較するまでには至りませんが……。 (笑)

竹村 アメリカ英語とイギリス英語というのはとてもよい比較ですね。

3. 欧州におけるIFRSの最近の動向

竹村 欧州の状況について簡単に教えていただけますか。

Prada 欧州の状況は少し複雑です。というのも、どちらかといえば本質よりは制度に関係するものだからです。エンドースメントに関する意思決定は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の助言を受けて作成するということが何年も前に決定されましたが、ここ数か月又は数年は、この取決めの適切性に関して議論が行われています。EFRAGは、欧州における財務報告に関心を寄せる主要な加盟組織による民間団体ですが、EUにおける利害の適切なバランスが反映されないのではないかとの意見がありました。したがって、ECは、Maystadt氏に対し、制度の改革に関するレポートを作成するよう依頼したのです^{xii}。その機会に、欧州における制度的な取決めだけでなく、IFRSが欧州に与える影響についても議論が行われました。そしてこれをチャンスととらえた、それに納得できない人たちが一納得できない人は必ずいるものですが一欧州の影響力、欧州の特殊性といったさまざまな疑問を提起したのです。

現在、代表者の構成を変えた新しいEFRAGが誕生しています^{xiii}。基準設定主体の役割が大きくなり、評議員会のような監督組織と技術組織の違いを取り除き、EFRAGを運営し、ECの助言を行う1つの審議会を設

立しました。これは決定事項であり、今は理事が任命され、新議長の名指を待っているところです。これで制度的な問題は解決しました。そしてIFRS財団は、EU内の論争に関係なく、以前のEFRAGの時と同じように前向きな関係を新しいEFRAGとも築いていきたいと考えています。

この改革の時に、先ほど申し上げたように、本質に関する議論もいくらか行われました。ECが、影響評価を行うように依頼したのです^{xiv}。この決定は数年前に下されたものであり、新基準が経済に与える影響を調査するのは通常のプロセスです。現在はこの結果が出るのを待っているところですが、大きな問題が特定される可能性は低いと思います。IFRSが欧州にとって大きな改善をもたらしたことは大半の人が認識していると思います。欧州は基準の設

た (<http://220.227.161.86/33029ash22794.pdf> 参照)。2015年1月、MCAは、銀行・保険会社等を除く会社による新インド会計基準の適用に係る改訂版ロードマップを公表し、2016年4月1日以後開始する事業年度より、一定の上場企業などに新インド会計基準の強制適用を求めている (<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?releid=114300> 参照)。

xii 中国会計基準については、例えば、「IASBボードメンバーWei-Guo Zhang氏に訊く『中国の財務報告とIFRS』」(会計・監査ジャーナルNo. 703. 2014年2月)を参照。

xiii 2013年3月、Philippe Maystadt氏は、IFRSに対するEUの貢献を強化し、財務報告における欧州機関のガバナンスを改善する方法のレビューに着手するため、Barnier委員(当時)により特別アドバイザーに任命された。2013年11月にECより公表されたMaystadt最終報告書「IFRSはより欧州のものとなるべきか」では、EFRAGの改革が勧告された(“Report by Philippe Maystadt, Should IFRS standards be more European?”, Octo-

定に40年もの間取り組んできましたが、それが成功することはありませんでした。現在、28か国が上場企業に係る単一の基準を適用しています。新しい委員会の重要な政治目的の1つは、欧州における完全なる統合市場の確立です。成長と資本市場の統合の2つの戦略的な項目があります。2002年に決定された方針、すなわち、国際的な基準を維持するという方針に従わずに、どうやって資本市場の統合を実現できるでしょうか。28の市場はそれ自体が閉じているわけではなく、世界に向けて開いているのですから。私の予想ですが、昨年の秋と年の初めに行われたこうした議論はもうすぐ終わると思います。そう願っています。

4. 日本におけるIFRS適用状況・最近の動向

竹村 次に、日本の話題に移りたいと思います。佐藤さんは現在、証券取引所の自主規制に関わっていらっしゃると思いますが、その立場からみた日本のIFRS推進について考えをお聞かせいただけますか。日本は、任意適用によってIFRSを適用する企業の数を増やしていくという明確な方針を打ち立てています。このような制度はどう作用するでしょうか。また、新しい指数であるJPX日経インデックス400が日本でのIFRS推進に役立つと思われますか。

佐藤 ご存じのとおり、日本は、IFRSの任意適用の数を増やすという、プラグマティックな戦略を取っています。また、幸い、このアプローチが功を奏していることはデータが示しています。任意適用している日本企業の本数は、近い将来適用することを発表した企業も含めると、2014年11月9日時点で48社^{xxv}にのぼって

います。多くの国際的企業がこの中に含まれており、任意適用企業の時価総額はおよそ69兆円（2014年11月時点）、およそ5,800億ドルにのぼります。これは、日本の上場企業の時価総額の13%（2014年11月時点）に当たります。これらの大企業にとって、IFRSを使うことのメリットは3つあると思います。1つ目は、海外子会社の業績を同一基準で評価できるため、連結財務報告がずっと簡単になるという点です。2つ目は、自社の業績を世界市場におけるライバル（競合他社）と戦略的に比較できるようにするという点です。これによって、合併や買収のプロセスがスムーズになり、IFRSを適用しない場合と比べて、ビジネス上の判断がしやすくなります。そして3つ目は、IR（投資家向け広報活動）において、現在は会計基準の違いによる差異を説明しなければならないところを、すぐに業績の内容の説明ができるようになります。したがって、さらに多くの日本企業がこうしたメリットに気付けば、IFRSを適用する企業の本数は増え続けると思います。これについては樂觀視しています。

次に、東京証券取引所と大阪取引所の自主規制業務における私の現在の役割についてお話ししたいと思います。証券取引所にとって最も重要な使命は、利便性の高い投資機会を国内及び海外の投資家に提供するとともに、上場企業が適時に資本調達するための重要なプラットフォームになることです。これに関しては、当然、売買を成立させるマッチング・エンジンやITがその中核にあります。透明性や公正性により支えられる市場全体の信頼性も極めて重要で



佐藤隆文氏

す。そして国際的に通用する高品質な会計基準は、この透明性、比較可能性、公正性を実現するために必要不可欠な基盤なのです。開示された各企業の業績は、それが透明性や比較可能性の高いものであることにより、投資家にとって、投資判断を行う際の必要不可欠な情報となります。こうした考えから、日本取引所グルー

ber 2013. ECウェブサイト http://ec.europa.eu/finance/accounting/docs/governance/reform/131112_report_en.pdf 参照。

xxiii EFRAGボードが民間の利害関係者、各国基準設定主体等から構成されるという新たなEFRAGの体制が2014年10月に公表されている（EFRAGウェブサイト <http://www.efrag.org/Front/n1-1407/New-EFRAG-organisation-effective--EFRAG-Board-Acting-President-and-Members-appointed-with-immediate-effect.aspx> 参照）。

xxiv ECは、EUにおけるIFRSの影響に関する公開協議（コメント期間2014年8月から10月末）を実施しており、その結果を報告書として要約し、IAS規則の評価に取り込む予定とされる（ECウェブサイト http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2014/ifrs/docs/consultation-document_en.pdf 参照）。

xxv 2015年2月5日時点では65社とされる（東京証券取引所ウェブサイト <http://www.tse.or.jp/listing/ifrs/list.html>参照）。

プは、明確にIFRSの使用をサポートしていますし、IFRSの任意適用も推進しています。そのために講じた措置の1つが、JPX日経インデックス400という新しい株価指数です。400は、この指数に含まれる企業の数を表していき、基本的にROEなどの収益性や企業価値に基づき選出されます。そしてこの指数に含まれれば、上場企業の市場での評価の上昇につながります。また、評判だけでなく、当該企業の株式への投資が増大する効果も生じます。これは、パッシブ運用を行っている機関投資家が、この株価指数を使うことが多いからです。このように、上場企業にとってはこの400社の中に入ることのメリットが大きいのですが、この選出基準のうち定性的項目（加点項目）の中に、「IFRSの使用」が挙げられているのです。これは、日本の上場企業にとって、IFRSを使う明確なインセンティブになると思っています。

修正国際基準（JMIS）に関しては有権的にコメントする立場にはありません。ただ、私は、金融庁がこの基準を設けた主要な目的は、国際的な議論の場への意見発信にあると思っています。項目としては、絞られた論点、つまり「のれん」と「その他の包括利益（OCI）のリサイクリング」に関する日本の意見を提示することだと理解しています。これら2つの領域において、国際的な議論を行うべきであると考えているのだと思います。また、金融庁は必ずしも日本企業におけるJMISの適用を推進する立場にはないと理解しています。先ほど申し上げたように、JPX日経インデックス400の加点項目にはIFRSが含まれていますが、

これはピュアIFRSであり、JMISは含まれていないことを明言しておきたいと思います。

竹村 それはとても重要ですね。次に藤沼さんにおうかがいしたいと思います。藤沼さんは10年近くIFRS財団の評議員を務めてこられました。これまでを振り返って、日本におけるIFRS適用の現状には満足していらっしゃいますか。

藤沼 10年近く評議員を務めてきましたが、いつも良かったわけはありません（笑）。この間、良い時もあれば悪い時もありました。2009年、佐藤さんが金融庁長官の時に、日本版ロードマップが公表されました。その時は春が来たと思えました。一定の条件はあったものの、IFRSの任意適用が容認されたのです。その2年後、2011年6月に当時の金融担当大臣が公開協議を行うことなく日本版ロードマップの延期を発表したのです。いきなり冬が来たのです。この冬の時代は2年続きました。

竹村 夏がどこかにいってしまったのですね。

藤沼 夏と秋がなく、冬が来てしまいました。そして2013年の6月に、新しい政府、新しい大臣が任意適用の要件緩和を発表しました^{xxvi}。これは、市場に対する重要なメッセージだったと思います。佐藤さんがおっしゃったように、約50社の日本企業がIFRSの任意適用済み又は適用の予定の公表をしております。これはとても素晴らしいニュースですが、自民党はもっと多くの企業のIFRS適用を目標としています。これは、2016年末にモニタリング・ボードが行う予定になっているモニタリング・ボードメンバー^{xxviii}におけるIFRS使用

状況の調査^{xxvii}を心配しているからです。与党である自民党は、その調査までに300社の適用が必要であると述べています^{xxviii}。これは非常に高い目標ですが、達成しなければなりません。しかし、それが200社であろうと300社であろうと一定の目標を達成する必要があるならば、日本政府、金融庁、あるいは企業会計審議会は国内外に向けた明確なメッセージを発信しなければならないと思っています。私はビジネス・スクールで教鞭をとっていますが、一般に、生徒の10%は非常に優秀な生徒ですが、一方、10%は問題のある生徒です。そして残りの80%は中間層で数が多く、うまく働きかけモチベーションを高めてやる必要があります。IFRS適用に関しては、この層は一般に様子見状態の会社で、何らかのシグナルを感じ取って動き出す会社

xxvi IFRS任意適用要件の緩和の考え方は、2013年6月に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf> 参照）で示され、2013年10月28日付で公布・施行された内閣府令では、IFRS任意適用の要件として、連結財務諸表の適正性を確保する取組み・体制整備のみが残され、上場及び国際的な財務活動・事業活動の要件が撤廃されている（金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html> 参照）。

xxvii モニタリング・ボードのメンバーは、2014年1月時点で、IOSCO新興市場委員会及び代表理事会、金融庁、EC、SEC、ブラジル証券取引委員会、韓国金融委員会であり、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。（IOSCOウェブサイト http://www.iosco.org/about/?subsection=monitoring_board 参照）

xxviii モニタリング・ボードのメンバー資格要件の1つは「IFRSの使用」

なのではないでしょうか。したがって、時機をみて、ある程度明確なメッセージを発信する必要があると思います。

竹村 まだ道半ばではあるものの、正しい方向に向かっているということですね。ありがとうございます。

5. アジア・オセアニアオフィスの活動状況と今後の期待

竹村 藤沼さん、私が責任者を務めるアジア・オセアニアオフィスについてのお考えをお聞かせいただけますか。

藤沼 佐藤さんがおっしゃったように、アジア・オセアニアオフィスを招致するために日本の関係者は多大な努力を払いました。この経緯は2009年の評議員会のIFRS財団の将来戦略についての議論に遡ります。IFRSの普及とその適切な適用を促進するためにIFRS財団のサテライト・オフィスを米国及びアジア地域に設置することが提案されました。当然のことながら、アジア・オセアニア地域の多くの国がサテライト・オフィスを招致したいと考えていましたが、結局、最後に残ったのが中国と日本でした。評議員会の投票によってホスト国を選ぶのではなく、アジア・オセアニア地域の評議員、特に日本と中国が互いに協議して友好的に候補地を決定してほしいとの指示がありました。そこで、当時の中国の評議員であったLiu氏—元中国財政部大臣—と協議し、何度も交渉を重ねました。時間はかかりましたが、アジア・オセアニア地域の主な評議員は日本を支持していたからかもしれません、最終的には中国を説得することができました。この間、財務会計基準機構の萩原理事長

(当時)、ASBJの西川委員長(当時)及び我々評議員の訪中も中国側の姿勢の変化につながったのではないかと考えています。さて、オフィスの東京設置が決まりましたが、妥協案として、10年後にこのオフィスの所在地の問題を再度検討するという条件が付きまして。今後はサテライト・オフィスの機能と実効性を強化し、東京オフィスの所在地を変更するメリットがないとアジア・オセアニア地域の諸国から高い評価を得ることが大切です。このプロセスの中で思いつくのは、IFRSの反対派を含めた日本関係者のほぼすべてがサテライト・オフィスの招致を支持したことです。2011年にロードマップの延期を突然発表した当時の金融担当大臣も賛成していただきました(笑)。しかし、サテライト・オフィスは、日本の関係者向けだけにあるのではなく、アジア・オセアニア地域の諸国の固有の問題や特別な状況を理解し適切に対応するという重要な役割を担っています。また、サテライト・オフィスは、アジア・オセアニア地域の意見をまとめ、ロンドンにあるIASBに伝える、つまりコーディネーターとしての役割も要請されています。本日のインタビューの司会者は、サテライト・オフィスの責任者である竹村さんですから、何か補足したいことや伝えたいことはありませんか。

竹村 今日は司会者ではありませんが、アジア・オセアニアオフィスについてコメントできて嬉しいです。日本や他のアジアの国々が東京にサテライト・オフィスを設立した一番の動機は、アジア・オセアニア地域の声を遠く離れたロンドンの本部に伝えることです。それを踏まえた上

で、私はアジア・オセアニア地域の声をロンドンに届けるために多くの会議を開催できるよう最大の努力を払っています。ロンドンの同僚が東京に来る時には、必ずアジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)に働きかけて、その地域の関係者との会議を設定するようにしています。その点に関しては成果を上げていると思います。AOSSGとの関係も非常に重要だと考えています。まだ発展途上ですが、幸い、今2名のスタッフが出向してきているのですが、その1人は香港出身であり、AOSSGの議長も香港出身であるため、香港と一層緊密な関係を今後構築できるものと期待しています。今後さらに注力していかなければならないのは、アジア・オセアニアオフィスを、IASB・IFRS財団にとって欠かせない存在に育てていく

(該当する市場においてIFRSが顕著に使用されること)であり、①既存のメンバーが、要件を完全に又は著しく満たしていないことが判明した場合、非適格性の度合いに応じ、要件充足に疑義の生じているメンバー以外の決定により、当該メンバーの議決権を停止することができる、②次の定期的な見直しまでに改善していない場合、又は更なる重大な要件違反の明確な兆候がある場合、他のメンバーの合意により当該メンバーの資格を取り消すことができるとされる(金融庁ウェブサイト<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1/01.pdf> 参照)。

xxix 自由民主党 政務調査会金融調査会 企業会計に関する小委員会「国際会計基準への対応についての提言」(2013年6月)では、「2016年末までに、国際的に事業展開をする企業など、300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべきである」とされている(自民党ウェブサイト<https://www.j>

ことです。ロンドンにいる私の上司は、アジア・オセアニアオフィスはロンドンから離れた存在ではなく、IFRS財団の不可欠の一部にならないとよく言っています。IFRS財団の最も重要な活動は、IFRSを推進し、世界で適用される会計基準を開発することです。日本でのIFRSの推進は成功していると思います。商品売りたいのであれば、商品売するためのその国の拠点が必要です。このように、東京にオフィスがあることは、日本でIFRSを推進する上でとてもよいことだと思います。

サテライト・オフィスにとっての次の課題は、IASBの会計基準設定プロセスの一部になることです。私たちは、地域の人々の意見を聞くために、アウトリーチ会議を開催しています。次は、今後の基準開発のためのリサーチ活動に参加したいと考えています。日本の大手監査法人から2名のスタッフが派遣されてきました。彼らは、IASBのテクニカル・スタッフとして、現在、3つのリサーチ・プロジェクトに参加しています。まだ小さな貢献ですが、これからもっと貢献し、IASBにおいてより重要な役割を果たしていきたいと考えています。

Prada 今の発言に簡単にコメントしてもよろしいですか。今回、日本に来たのは3回目ですので、最近の発展をみてきましたが、日本の変化には目を見張るものがあります。最初の訪日は、政府がそれほどIFRSの推進に積極的ではない時でしたが、今おっしゃったように、その時からかなり状況が変化しています。また、実際の行動にも現れていますし、企業の変化もみられます。

また、日本の寛大な協力により立ち上げられたアジア・オセアニアオフィスの興味深い発展もみてきました。

ここで2つ言いたいことがあります。1つ目は、日本は国際的な基準設定プロセスに関与する日本の能力を過小評価してはならないということです。先ほど佐藤さんは、この暫定的な基準（JMIS）が日本にとって重要な2つの論点の重要性を強調するものであるとおっしゃいました。IASBもそれに気付いています。のれんの償却とOCIのリサイクリングは非常に複雑な論点ですが、今後、検討が行われることになると思います。IASBには日本人の理事がいますし、評議員会はいうまでもなく、IFRS財団のあらゆる部門で日本人が活躍しています。日本は積極的に関与していますし、組織の中でもよく認識され、尊敬されています。

2つ目ですが、こうした理由から、日本がIFRSに移行するということが当然の選択だと思います。日本基準があるのですから、日本基準について検討するのは当然のことです。しかし、国際化のために国際基準に移行するのであれば、国際的な基準設定プロセスに加わることが必要ですし、すべての基準に関わっていてもこれは達成されません。日本にとってIFRSが前進するための方法であるというのは明確だと思います。その点で正しい判断をしたと思います。

IV IFRSの今後の展望

1. IFRSの適用及び執行

竹村 IFRSの今後の展望についてのトピックに移りたいと思います。IFRSがさらに世界で普及すると、基準設定だけでなく、IFRSを

既に適用した国における実際の適用や執行を監視する重要性が高まってくる、あるいはその重要性が既に高まっていると思います。これに関連して、個人的には、基準設定主体だけでなく、規制当局や監査人の役割が重要だと思っています。そこでPradaさんにうかがいたいのですが、各国の基準設定主体や証券監督局、監査法人などとIASBの関係の進展について教えていただけますか。例えば、国際会計基準設定主体フォーラム（IFASS）とIASBは憲章を締結しましたが、その憲章では、IFRS解釈指針委員会が、ある論点をその国固有の論点であるとして、棄却したような場合には、その国の会計基準設定主体は指針を公表できる場合があるように述べられています^{xxx}。IASBと各国基準設定主体の間に、ある国の実務上の論点をどのように

[imin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf11_1.pdf](http://www.iasb.org/policy/policy_topics/pdf/pdf11_1.pdf) 参照。

^{xxx} 「憲章：IASB と他の会計基準設定主体 グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働」（2014年4月公表）の第51項では、①他の会計基準設定主体が、根拠となる調査研究を実施した後に、新たに発生する論点を扱うIFRS解釈指針委員会等の一定のプロセスを経て、ある論点が、当該特定の法域では一般的である特定の状況のために法域特有のものであると結論を下す場合、又は、②一定のプロセスでは適時な成果が生じないため、暫定的な解決策が特定の法域において必要とされている場合を除いて、他の会計基準設定主体はIFRS についての独自の解釈指針の作成を控えることになるとされている（IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.iasb.org/The-organisation/Advisory-bodies/Documents/Charter-IASB-Other-Accounting-Standard-Setters-April-2014.pdf>、仮訳はASBJウェブサイトhttps://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/others/other_20140530_j.pdf 参照）。

取り扱うかについて、動き、あるいは議論が生まれているということですが、IASBが中心になって管理すべきかもしれませんが、各国も何らかの役割を果たすことができます。各国でのIFRSの実際の適用と執行についてはどのようにお考えですか。

Prada これはとても複雑です。というのも、IFRS財団の定款の付則では、私たちに執行権は与えられていません。それは私たちの付託事項ではないのです。一方で、基準がどのように適用・執行されるかは非常に重要です。適用や執行によっては、実務にばらつきが生じ、目的が損なわれてしまうからです。そのため、最近IFRS財団は、適用と執行の分野で具体的な行動を起こすことを私たちの戦略の優先事項に据えました。私たちは、IASB理事のPhilippe Danjou氏を議長とする適用委員会を立ち上げました。また、その分野における各国のパートナーとの関係を構築しました。ちなみに、一番のパートナーが誰かという、証券規制当局です。佐藤さんがおっしゃったように、証券規制当局は投資家の保護や財務報告の質を守るための最前線にいるからです。それが彼らの付託事項であり、私たちに足りない部分を補完してくれます。そのため、基準が各国でどのように適用されているかを共同で調査するため、IOSCOとのプロトコル^{xxx}に、また、EUでは欧州証券市場監督機構(ESMA)とのプロトコル^{xxx}に署名しました。IOSCOには、コーポレート・ガバナンス、財務報告等といった事項を取り扱う第1委員会がありますが、その委員会において、実務における適用に関連した論点についての情報を共有するための方法論が構築

されました。私たちはIOSCOと緊密に連携し、今後も関係を深めていきたいと考えています。執行に関してですが、これは執行権を有する証券規制当局だけでなく、監査人と監査人による執行への関与も取り扱っていきます。私たちは、監査人とも強いつながりを構築していかなければなりません。これは簡単ではありません。証券規制当局は実質をみまですが、監査人を監視するプロセスは、どちらかといえば手続やIFACと国際監査・保証基準審議会(IAASB)が策定した国際監査基準の適用に関係しているからです。監査人を監督する機関——米国の例を取るならば、これは公開企業会計監視委員会(PCAOB)に当たります——は、監査人の仕事を監督するに当たり、実質よりもその手続に注目することがあります。このように、制度がきちんと調整され、世界で適切な適用が行われるように規制当局、監査人の監督当局、そして監査人との間に構築しようとしているネットワークを完成させる必要があります。

竹村 今日は幸運にも監査人、規制当局両方のお立場の方にお越しいただいていますので、まずは藤沼さんから、監査人との関係についての今のPradaさんの発言に対して何かコメントはありますか。

藤沼 監査人に関してですが、2つの問題があると思います。大手監査法人はグローバル・ネットワークに所属しており、グローバル・オフィスによるIFRS教育・研修や認定制度が実施されていると聞いています。また、グローバル・オフィスでは、多くのIFRS適用上の論点が議論され、明確な指示が出されます。これはこれでよいのですが、各国の

事務所も、IFRSを国内クライアントの事情に合わせどのように適用すべきかについて判断ができる権限がある程度、与えられていなければならないと思います。経済界からは、監査法人はIFRS適用上の問題をグローバル・オフィスにすぐに問い合わせ自分自身の意見を持っていないのではないかという懸念が表明されています。まずこれが1つ目の問題です。

大手以外の監査事務所に関してですが、JICPAが、中小監査事務所のIFRSの適用に当たっての監査業務を支援するために委員会を設置し^{xxx}、中小監査事務所に対してさまざまなIFRS教育・研修を実施しています。中小監査事務所は、一般的に、規模の小さいクライアントを担当していますので、IFRS適用が難しい複雑な取引はあまりありませんから、日

xxxi 2013年9月、IFRS財団とIOSCOは、最高品質の財務報告の基準への両者の共通のコミットメントを支援する協力を国際的に深めるプロトコルに合意したことを公表している(IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/IOSCO-and-IFRS-Foundation-agree-joint-protocols-September-2013.aspx> 参照)。

xxxii 2014年7月、IFRS財団と欧州証券市場監督機構(ESMA)は、相互利害関係の分野における連携の基礎となるプロトコルに関する行動文書に合意したことを公表している(IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/IFRS-Foundation-and-ESMA-sign-joint-statement-of-protocols-July-2014.aspx> 参照)。

xxxiii IPO企業のIFRSの適用に備え、中小の監査事務所を中心とした連絡協議会が組成されており、研修が実施されている(ASBJウェブサイトhttp://www.asbj.or.jp/asbj/asbj_ifrs_council/release/20141121.pdf 参照)。

本基準からIFRSへの基準間の差異調整やIFRS適用に当たっての監査はそれほど難しくないかもしれません。今のところ、中小監査事務所はIFRSの任意適用を選択するクライアントが少数なので、IFRSの実務経験が不足している点は否めないことだと思います。この点が2つ目の問題です。JICPAは、今後も引き続き、中小監査事務所に対して相談窓口の設置など、さまざまな支援を提供していくものと思います。

竹村 佐藤さん、規制当局とIASBの間の関係について何かご意見はありますか。また、規制当局との関係を深めるための方法に関して他の評議員への助言はありますか。

佐藤 まだ評議員として新人です。よい意見を出すにはまだ十分な知識があるとはいえませんが……。日本は、任意適用する企業の数が増えつつある段階にあり、IFRS適用に関してまだ発展途上にあると思います。会計基準は、基準を解釈し、個々の取引に適用するものです。この場合、迅速に適時の判断ができないといった問題や、基準の解釈が保守的になりすぎてしまうといった問題が、IFRS任意適用企業の数が増えるにつれて生じる可能性があります。いずれにせよ、作成者、監査人、規制当局の間でコミュニケーションを図り、事例として個々のケースを蓄積し、問題を共有することが必要になると思います。私たちは、新たに発生した問題にオープンになり、一緒に検討していく必要があると思います。

財務報告制度において、最も重要な責任を負うのは当然のことながら作成者ですが、ご存じのとおり監査人も大きな責任を負っています。そ

して、監査の質をチェックする日本の制度は二層式になっています。まず、JICPAが各監査事務所の品質管理レビューを行います。そして、金融庁がそのJICPAによるレビューをチェックするのです。事後チェックシステムに関してですが、証券取引所が、自主規制業務の一貫として、開示書類に虚偽記載があった場合の対応や措置を行います。場合によっては、証券取引等監視委員会が、悪質なケースには課徴金を課します。このような事後チェックシステムもあります。

全体として、このようなメカニズムがあり、不正を働いても得はないと知らせること、そして「市場の大半がそのように考えている」ことが分かることで、物事は先に進んでいきます。こうした構造の中で、IFRSをめぐる解釈及び判断のためのメカニズムが生まれるかもしれません。これはまったく新しいものというわけではありませんが、IFRSの解釈と適用に焦点を絞ることは新しい論点になると思います。したがって、日本は適切に資源配分を行い、IFRSにもっと資源を集中させることを考慮すべきだと思います。

Prada 今のお話を聞いて、2つ付け加えたい点があります。まず、私たちが成功するためには、国際協力を強化し、市場関係者の信頼を高めることが必要です。明らかに、我々は企業間や市場間の競争の問題に直面することがあります。そのため、難しいことの1つとしては、論点を特定したら、皆で懸念を共有し、場合によって一部の関係者に問題が生じることを念頭に置いた上でその論点に対応できるようにしなければならぬということがあります。とは

いえ、誠実な方法で論点に協力して取り組み、すべての人にとって有益となるような解決策を見つけるように努力しなければなりません。このように、国際協力は真髓であり、その観点から見ると、15年前と比べて私たちは大きく進歩したと思います。現に情報交換のために協力するというプロトコルがいくつも締結されています。

また、IFRS財団の立場から、別の側面についてもお話したいと思います。それは「教育」です。私たちは長年にわたり基準設定に照準を合わせてきましたが、現在は別の戦略的方向性として教育の発展を掲げています。市場参加者に、基準、その哲学、そして統合的にIFRSの適用を容易にするコンテンツを十分に理解してもらわなければなりません。これがもう1つの戦略的方向です。

竹村 私も、規制当局がIFRSを執行する上で、また、監査人がIFRSを適用する上で、教育が非常に重要であると思います。

2. 定款レビュー

竹村 2015年には、IFRS財団定款のレビューが行われることになっています。この定款レビューで、国際機関との協力や教育など、今日話したことを反映するような改訂の予定はあるのでしょうか。

Prada まだ始まったばかりで2つの作業しか行っていない段階ですので、今の段階で何か申し上げるのは時期尚早だと思います。ちなみに、2つの作業の1つは組織についての検討であり、もう1つは評議員会自身が行った自己評価です。来年には主要な論点が特定されることになると思います。しかし、何か大きな変更が行われることはないと思います。

IFRS財団はこれまで、定期的に定款のレビューや戦略のレビューを行っており、常に組織を適応させてきました。そのため、今後、大きな変更が行われることはないと思います。最近議題にのぼっている論点の1つは、効率性のためにIASB理事の人数を減らすべきかどうかです。IASBは大きな審議会です。この議論をまとめるのは簡単ではありませんが、理事の数を少し減らすかもしれません。しかし、これはまだ決定事項ではありません。評議員会に関しては、比較的良好に組織化されていると思います。戦略や会議の開催について少し再検討を行うかもしれませんが、しかしこれも、今の段階で何か申し上げるのは時期尚早です。ただ、大きな変革よりは、現実への適応になると思います。

3. ASAFのレビュー

Prada ほかに、基準設定に関し、これまで米国、EU、日本と行ってきたような、いわゆる二者間協議から、よりグローバルなアプローチに変えることについて検討する予定です。これは、多くの国がIFRSをアドプションしているという現状とも一致しています。グローバルな組織であるからには、グローバルなアプローチによるプロセスを用いなければなりません。これは、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)のアイディアに帰結しました。なお、2013年のASAF設立時に決められていたように、2015年にASAFのレビューが行われます。私はASAFの活動はうまくいっていると思いますし、これは世界の基準設定主体を1つにするよい方法だと思います。米国は、基準設定主体間の特定の対話の場を設けたいと考えて

いるようですが、それが適切かどうかは疑問です。世界中で同じ人が集まって同じ論点について話すグループがいくつもできています。そんなことよりも、ASAFの提言を分析して、そして、主要な基準設定主体が一緒になってよりよい方法で運営していくことができないかを検討すべきではないでしょうか。

もう1つ議題にのぼっているのは、地域的な論点をどのように取り扱うべきかについてです。アジア・オセアニアオフィスは、この地域の論点を特定する最も適した立場にいます。これは個人的な見解ですが、その国又は地域固有の会計アプローチについて話すことはあまり意味がないと思います。私たちは、測定を行い、取引を分類するための手法を取り扱っているのであり、これがフランスとドイツ、日本とマレーシアやオーストラリアなど国によって異なる方法があるのでしょうか。私は異ならないと思います。とはいえ、誰もが意見を主張したいですし、誰もが参加したいのです。また、文化的又は法的な問題を考慮しなければならない場合もあるかもしれません。そのために、基準設定主体のネットワークを再編する必要があるのです。2015年のASAFのレビューで考慮しなければならないことの1つに、さまざまな検討場所を設けすぎないようにすることがあると思います。そうなれば、違う場所で同じことをして、効率的な協力が行われなくなってしまいます。私は、このような新しい機構を設ける方向にいきそうなときに、昔のIASCに戻ってしまわないようにと忠告するようにしています。IASCは、職業会計士団体が集まって作業は行うものの、その成果を本

当に実施することはできませんでした。14年が経過し、私たちは目覚ましい進歩を遂げてきました。この進歩を続けましょう。これが私のメッセージです。

V おわりに

1. 藤沼氏からのメッセージ

竹村 藤沼さんは、今後も前評議員としてIFRSの「同窓ネットワーク」で活動される予定ですが、IFRS財団評議員をご退任するに当たりコメントをお願いいたします。

藤沼 先ほどの紹介で私は2005年2月から2014年10月末まで約10年間、評議員として活動してきました。この間いろいろな理由で任期が延長された結果、同僚の中で最長の評議員になってしまいました。このたび佐藤さんに評議員の職を引き継いでいただきましたことを大変喜んでおります。この10年間、個人的には、世界経済や資本市場のグローバル化の発展の中で、世界と日本との関係を見続けてきたわけですが、時には苦悩しながら目標に向かって活動を続けることができたことに満足しています。大変に貴重な経験でした。また、同僚の評議員やIASBのボードメンバーなどからも多くのことを学びました。Pradaさんによれば、IFRSアドプション国の数は、現在、約114か国にのぼります。国連加盟国の総数が約190か国ですから、上場企業がないような小さな国々のことを考えると、114か国というのは地球のほぼすべての地域をカバーしているといえるでしょう。2001年以降、IFRS財団は2008年に発生した金融危機も含めさまざまな困難に直面してきましたが、IASBの尽力、

評議員の英知による適切な対応、その他多くのIFRS支援者のサポートなどにより、困難を克服してきました。今後もIFRS財団が、世界の会計基準の設定者として、また、世界各国の基準設定者のパートナーとして存続できるものと信じています。IFRS財団の使命とその目標は、世界の資本市場で単一の基準が適用されるという、とても崇高な目標です。世界各地で、人々は、グローバリズムとナショナリズムの両極に分かれて対立しがちです。しかし、資本市場自体は本来グローバルなものですので、単一の国際会計基準の適用という目標の達成に関してはそれほど心配していませんし、遠からず実現するものと思っています。IFRS財団の評議員を退任した後は、前評議員の同窓ネットワークの一員として、IFRS普及のための活動を引き続きサポートしていきたいと考えています。今後のIFRS財団とIASBの成功を祈ります。

2. 佐藤氏からのメッセージ

竹村 佐藤さんには、JICPAの読者に向けて、IFRS財団の一員としてご活動するに当たっての抱負をお聞きしたいと思います。

佐藤 国際的に国境を越えて用いることができる高品質な会計基準は上場企業の国際的・国内的活動を支えるものであり、非常に重要な国際公共財です。このような国際公共財の策定と普及のプロセスに微力ながら貢献できる機会を与えられたことは大変名誉なことであり、IFRS財団の一員になれたことをとても嬉しく思っています。しかし同時に、これが非常にチャレンジングな仕事であることも認識しています。勉強しなければならないことがたくさん

あります。今後の評議員会議でも多くを学びたいと思っています。

3. Prada議長からのメッセージ

竹村 Pradaさん、最後に、日本の会計関係者にメッセージをいただけますか。



竹村光広氏

Prada 島崎憲明氏、藤沼氏、現職の岡田譲治氏、そして佐藤氏の4人の日本人評議員と共に働くことができ大変光栄に思っています。皆さんのコミットメント、仕事の質、有能さにはとても感銘を受けました。藤沼さんは評議員会で大変影響力のある方でした。藤沼さんは、非常に微妙な決定が要求される人事委員会の議長としてだけでなく、Bob Glauber氏と共に副議長として、金融危機後の非常に難しい時期に、組織の運営を助けてくれました。そのリーダーシップの下で、大きな成果である戦略レビュー^{xxxiv}が書き上げられました。私たちは、今でもその時に書き上げられた道筋に沿って活動しています。ですから、藤沼さんには敬意を表したいと思います。藤沼さんと初めて出会ったのは何年も前のことであり、2000年に、私がまだ証券規制当局におり、藤沼さんがIFACの会長を務めていた時のことでした。また、日本の評議員の貢

献、IASB理事の鶯地氏、関係する他の日本人の方々にも敬意を表したいと思います。IFRS財団の中で日本は強い影響力を持っています。日本の方々にはそのことを認識していただきたいと思っています。私たちはそのことをとても誇りに思っています。本日はありがとうございました。

	教材コード	J 0 2 0 7 0 4
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	2単位

xxxiv IFRS Foundation, "Report of the Trustees' Strategy Review 2011

IFRSs as the Global Standards: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade" February 2012. (IFRS財団ウェブサイト <http://www.ifrs.org/About-us/IFRS-Foundation/Oversight/Strategy-Review/Documents/TrusteesStrategyReviewFeb2012.pdf> 参照)